

一般社団法人北海道バレーボール協会本部及び委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第47条第2項の規定に基づき、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）における本部及び委員会に関する事項について定め、適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 本部及び委員会は、次の所掌事項を分掌するものとする。

(1) 管理運営本部は、次の各委員会の所掌事務を統轄し執行する。

① 総務委員会

- ア 本会の運営方針及び組織に関すること。
- イ 定款及び規程の制定改廃に関すること。
- ウ 財務に関すること。
- エ 事務局運営に関すること。
- オ 表彰、慶弔及び会議開催に関すること。
- カ 倫理に関すること。
- キ その他、各委員会との連絡調整及び他の委員会所管事項に属さないこと。

② 事業運営委員会

- ア S Vリーグ及びVリーグホームゲームの業務受託運営に関すること。
- イ イベント業務の企画、運営及び渉外に関すること。
- ウ その他、各種収益事業等の運営に関し必要と認めること。

(2) 競技運営本部は、次の各委員会の所掌事務を統轄し執行する。

① 競技委員会

- ア 競技会の実施及び運営に関すること。
- イ チームの登録に関すること。
- ウ 競技会成績の記録収集及び保管に関すること。
- エ その他、競技運営に関し必要と認めること。

② 審判委員会

- ア 競技会等の審判及び技術統計に関すること。
- イ 審判技術の研究及び指導に関すること。
- ウ 審判員及び技術統計判定員の養成に関すること。
- エ その他、審判運営に関し必要と認めること。

(3) 強化普及本部は、次の各委員会の所掌事務を統轄し執行する。

① 強化委員会

- ア 選手及びチーム強化に関すること。
- イ ジュニア選手の発掘及び育成、競技力向上に関すること。

ウ その他、強化及びジュニア育成に関し必要と認めること。

② 普及委員会

ア バレーボール技術の研究及び普及振興に関すること。

イ 医学科トレーニング及びスポーツ障害の防止に関すること。

ウ その他、バレーボールの普及に関し必要と認めること。

③ 指導者育成委員会

ア 指導者の養成及び派遣に関すること。

イ コーチ等の育成に関すること。

ウ 本会公認コーチ及び日本スポーツ協会公認指導員の適格審査に関すること。

エ その他、指導者養成に関し必要と認めること。

(業務執行)

第3条 本部及び委員会は、前条に定める所管事項を専門的に調査研究し、理事会の承認を受け、他の本部及び委員会と相互に連携して業務を執行しなければならない。

(構成及び職務)

第4条 委員会には、副委員長及び主事を置くことができる。

2 副委員長及び主事は、本会会員の中から委員長の推薦を受け、理事長が委嘱する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 主事は、委員会内の会計及び庶務等を担当する。

(招集及び報告)

第5条 本部委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、委員会の決議事項等について、理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。

(北海道バレーボール協会専門委員会設置規程の廃止)

2 北海道バレーボール協会専門委員会設置規程は、廃止する。

制定 令和6年9月14日

施行 令和6年11月1日